

# 平塚市ふるさと寄附金事業（#hiratsukagood ふるさと寄附金）

## お礼の品提供者 募集要項

令和4年4月1日改訂

### 1. 目的

平塚市では、平塚市の魅力を市外に発信するため、平成29年度（4月3日（月））以降に市外在住者からふるさと寄附金（納税）があった場合にお礼の品の送付を行っています。

この事業を実施するにあたり、効率的な運営、安心安全を考慮したお礼の品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、お礼の品における取扱業務全般を次の取りまとめ業者へ委託することを前提に、お礼の品として商品やサービスを提供する事業者（以下、「お礼の品提供者」という。）を募集します。

### 2. 取りまとめ委託会社

レッドホースコーポレーション株式会社（以下、RH社という。）

主な事業 全国特産品通販業

本社住所 東京都墨田区横網1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING

TEL：0570-003155 FAX：050-3606-7372

### 3. 募集の要件

(1) 次のすべての要件に適合している必要があります。

- ① 本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場などの拠点が市内にある法人、団体または個人事業者であること。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 各種法令等に沿って事業を行っていること。
- ④ 平塚市暴力団排除条例に規定する事業者でないこと。
- ⑤ 個人情報の取り扱いを適正、かつ、厳重に行えること。

### 4. 募集するお礼の品について

(1) 次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- ① 市外在住の方に平塚市の魅力を発信できるもので、品質及び数量の面で安定供給が見込めるものであること。

※ただし、期間限定及び数量限定により供給可能なものは、事前に平塚市及びRH社に相談があれば取り扱うことが可能です。

- ② 飲食物は、出荷後一定期間の賞味期限が確保できるものであること。
- ③ 国が定める地場産品基準（別記 平成31年総務省告示第179号 第5条）のいずれかに該当する地場産品であること。

(2) 寄附額・費用負担について

- ①ふるさと寄附(納税)返礼品の寄附金額は、返礼品の金額及び送料等の経費をもとに平塚市が決定します。
- ②返礼品の**商品代金**(商品本体、梱包代金、消費税及び地方消費税含む)に相当する額は、寄附額の100分の30を限度として市が負担します。
- ③**送料**は平塚市が負担します。
- ④RH社からの月1回の**振込手数料**は事業者様の負担となります。

5. 取扱事業者のメリット

- (1) 平塚市が、ふるさと寄附(納税)の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」などにお礼の品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

※ 平塚市のホームページから「ふるさとチョイス」などのページに移動できるよう手配も行います。

- (2) 平塚市が作成するふるさと寄附(納税)パンフレット等にお礼の品及び事業者を掲載します。

6. 申込期間

原則、毎年1月から9月までの期間とし、一定の品数が揃った段階でお礼の品として追加掲載します。

7. 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入し、RH社へFAXしてください。

※後日、RH社から連絡させていただきます。

8. その他留意事項

- (1) 具体的なお礼の品の内容について、平塚市及びRH社にて審査させていただきます。
- (2) 登録されたお礼の品を変更・辞退する場合、事前にRH社まで御連絡ください。
- (3) お礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について必ずRH社に報告してください。
- (4) 1事業者ごとのお礼の品の点数に制限はありません。
- (5) 返礼品の掲載順序等は、平塚市に一任いただきます。
- (6) 返礼品の登録期間は、登録が開始された日の属する年度の末日までです。ただし、期間満了の1ヶ月前までに事業者の方、または平塚市のいずれかから登録廃止の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- (7) 平塚市がお礼の品に関する記者発表等を行う場合、登録したお礼の品を提供(原則として無償使用)することにあらかじめの御了解をお願いします。
- (8) その他、国からの指導等によりお礼の品の内容変更等をお願いする場合がありますので、その際は御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

平塚市役所企画政策部財政課財政担当  
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1  
TEL:0463-23-1111(内線 2352、2353)

レッドホースコーポレーション株式会社  
〒130-0015 東京都墨田区横網1-10-5KOKUGIKANFRONTBUILDING  
TEL:0570-003155 FAX:050-3606-7372

【別記】 平成 31 年総務省告示第 179 号 第 5 条

《国の地場産基準》

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7 の 2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において物品として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## FAX送信先

レッドホースコーポレーション株式会社  
平塚市担当者 行  
(送信先 FAX 050-3606-7372 )

## 申込書

平塚市ふるさと寄附金事業（#hiratsukagood ふるさと寄附金）お礼の品提供者募集要項（令和4年4月1日改訂）の内容を確認し、次のとおり申し込みます。

1. 事業者名称	
2. 所在地	
3. 電話番号	
4. 電子メールアドレス	
5. 御担当者所属	
6. 御担当者名	
7. 提供を考えているお礼の品	

なお、次に掲げるすべての要件に適合しています。（適合する場合は□にチェック）

お礼の品の 提供者の要件 (募集要項3より)	<input type="checkbox"/>	本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場などの拠点が市内にある法人、団体または個人事業者である。
	<input type="checkbox"/>	市税等の滞納がない。
	<input type="checkbox"/>	各種法令等に沿って事業を行っている。
	<input type="checkbox"/>	平塚市暴力団排除条例に規定する事業者でない。
	<input type="checkbox"/>	個人情報の取り扱いを適正、かつ、厳重に行える。
お礼の品の 要件 (募集要項4より)	<input type="checkbox"/>	市外在住の方に平塚市の魅力を発信できるもので、品質及び数量の面で安定供給が見込めるものである。 ※期間限定及び数量限定により供給可能なものは、事前に平塚市及びRH社に相談があれば取り扱うことが可能なもの
	<input type="checkbox"/>	飲食物は、出荷後一定期間の賞味期限が確保できるものである。
	<input type="checkbox"/>	国が定める地場産品基準に該当する地場産品である。

以上